



2022年3月24日

各 位

会社名 株式会社ケアネット
代表者名 代表取締役社長 藤井 勝博
(コード番号 2150 東証マザーズ)
問合せ先 管理本部長 鹿目 泰
(TEL. 03-5214-5800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月17日開催の取締役会におきまして、定款一部変更について2022年3月25日に開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、現在、代表取締役2名体制をとっており、コーポレートガバナンス強化の観点から、複数の代表取締役が任に当たる場合における責任をより明確にするために、当社定款を変更するものであります。変更案第16条は、株主総会の招集権者及び議長について変更するものであります。この変更により、株主総会の議長については代表取締役とすることとし、代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、順序の高い代表取締役が株主総会を招集し、議長となるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年3月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月25日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 351 766 421"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="197 432 766 696">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="427 745 496 779">(新設)</p> <p data-bbox="204 1142 427 1176">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="188 1182 766 1252">第 16 条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="437 1261 505 1294">(新設)</p> <p data-bbox="274 1420 766 1568">2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p data-bbox="1023 351 1091 385">(削除)</p> <p data-bbox="823 745 1023 779"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="823 788 1394 896">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="900 904 1394 1095">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="823 1142 1050 1176">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="807 1182 1394 1252">第 16 条 株主総会は、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="900 1261 1394 1411">2 代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、順序の高い代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="900 1420 1394 1568">3 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="815 271 906 304"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="815 309 1394 584">1 <u>変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (2019 年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="815 589 1394 696">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="815 701 1394 808">3 <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>